

半 期 報 告 書

(第9期中) 自 平成25年4月1日
至 平成25年9月30日

東日本高速道路株式会社

(E04370)

第9期中（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

目 次

	頁
第9期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	8
4 【事業等のリスク】	8
5 【経営上の重要な契約等】	8
6 【研究開発活動】	8
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	12
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	12
2 【道路資産】	13
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【中間連結財務諸表等】	19
2 【中間財務諸表等】	48
第6 【提出会社の参考情報】	63
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	64
第1 【保証会社情報】	64
第2 【保証会社以外の会社の情報】	64
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	64
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	66
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	66
第3 【指数等の情報】	68
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月25日

【中間会計期間】 第9期中(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 東日本高速道路株式会社

【英訳名】 East Nippon Expressway Company Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 廣 瀬 博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 村 山 和 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

【電話番号】 03-3506-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 村 山 和 夫

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 7 期中	第 8 期中	第 9 期中	第 7 期	第 8 期
会計期間	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日	自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
営業収益 (百万円)	336,640	396,414	435,674	839,816	840,461
経常利益 (百万円)	2,239	54,629	34,499	7,179	10,879
中間(当期)純利益 (百万円)	989	32,116	20,134	4,515	8,275
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	985	32,085	20,160	4,541	8,274
純資産額 (百万円)	160,418	196,059	192,409	163,974	172,248
総資産額 (百万円)	811,377	801,774	809,609	727,777	814,774
1株当たり純資産額 (円)	1,527.79	1,867.23	1,832.47	1,561.66	1,640.46
1株当たり中間(当期)純利 益金額 (円)	9.42	305.87	191.75	43.00	78.81
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.7	24.4	23.7	22.5	21.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△45,770	33,049	△40,339	70,299	38,390
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△14,486	△11,243	△11,723	△19,968	△25,152
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	44,170	33,718	10,733	△66,178	22,428
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	34,305	90,085	28,895	34,560	70,226
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	13,059 〔1,846〕	13,487 〔2,048〕	13,635 〔2,201〕	13,476 〔1,989〕	13,446 〔2,367〕

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日	自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
営業収益 (百万円)	319,219	376,358	415,323	804,680	803,236
経常利益 (百万円)	3,566	54,356	34,536	4,983	5,175
中間(当期)純利益 (百万円)	3,214	32,825	21,289	3,071	3,355
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	139,988	172,670	164,489	139,845	143,200
総資産額 (百万円)	785,736	773,210	776,094	700,794	783,845
1株当たり純資産額 (円)	1,333.22	1,644.48	1,566.57	1,331.85	1,363.81
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	30.61	312.62	202.75	29.25	31.95
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.8	22.3	21.1	19.9	18.2
従業員数 (人)	2,207	2,207	2,204	2,192	2,189

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株あたり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成25年9月30日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	12,054
受託事業	[784]
道路休憩所事業	1,228
その他	[1,417]
全社(共通)	353
計	13,635 [2,201]

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成25年9月30日現在)

従業員数(人)
2,204

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、日銀による異次元緩和をはじめとしたアベノミクス等の影響により景気回復の期待感が先行して高まり、海外経済の持ち直しを受けての輸出の増加や個人消費が堅調に推移するなど緩やかな回復が見られました。また先行きは、公共事業の拡大等各種政策効果の発現、輸出回復基調の継続、そして年度末にかけて消費税増税前の駆け込み需要等が加わることにより、投資や個人消費の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものになることが期待されております。

このような事業環境のもと、当社は、グループ一体経営を推進しつつ、経営方針である「お客さま第一」、「公正で透明な企業活動」、「終わらなき効率化の追求」、「チャレンジ精神の重視」及び「CSR経営の推進」を常に念頭に置きながら、お客さまに安全・安心・快適・便利な高速道路空間を提供すべく、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制に基づき、適正かつ効率的に業務を遂行してきました。

また、首都圏中央連絡自動車道の新規開通、仙台南部道路の事業引継ぎ及び景気回復に伴う交通量の伸び等により、通行料金収入は堅調に推移しました。一方、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」（その後の変更を含み、以下「協定」といいます。）に定める道路資産賃借料については、これまで連結会計年度にのみ適用していた変動貸付料制（注）を当中間連結会計期間から適用したこと等により、26,887百万円増加しました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が435,674百万円（前年同期比9.9%増）、営業利益が33,268百万円（同37.7%減）、経常利益が34,499百万円（同36.8%減）となり、これに特別損益及び法人税等を加減した結果、中間純利益は20,134百万円（同37.3%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（注）道路資産賃借料については、機構との協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動貸付料制といいます。当中間連結会計期間からの適用について詳しくは、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等（1）中間連結財務諸表 注記事項（追加情報）」及び「第5 経理の状況 2 中間財務諸表等（1）中間財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕、道路を良好な状態に保つための清掃や点検、構造物や施設の補修等の管理を適正かつ効率的に行うとともに、高速道路の新設及び改築に取り組んでまいりました。

また、経年劣化が進む高速道路の資産を将来にわたって健全な状態で管理し、お客さまに安心して利用していただくために必要な方策を検討するため、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱と共同で外部有識者による「高速道路資産の長期保全及び更新のあり方に関する技術検討委員会」を平成24年11月に設置し、持続可能で的確な維持管理・更新のあり方について検討を進め、平成25年4月、中間とりまとめを行いました。

また、平成24年12月に中日本高速道路㈱が管理する中央自動車道笹子トンネル上り線で天井板落下事故が発生したことを受け、当社としてもトンネル内道路付属物のうち重量構造物の緊急点検を直後に実施し、お客さまの走行に支障となる損傷がないことを確認するとともに、異常時に備えたバックアップ対策を順次実施しております。さらには、今後の管理の合理化も踏まえ、撤去可能なトンネルの天井板の撤去を行いました。

高速道路の料金施策等につきましては、福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」といいます。）により警戒区域等から避難されている方を対象とした高速道路の無料措置(注1)を継続するとともに、新たに平成25年4月から原発事故による母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置(注2)を開始しました。また平成24年4月に開通した常磐自動車道南相馬インターチェンジ（以下「IC」といいます。）～相馬IC間における通行料金の無料措置を当中間連結会計期間も継続したほか、東北復興キャンペーンとして「東北観光フリーパス」「こらんしょ！福島バス」などの企画割引を実施しました。

平成25年7月には、宮城県道路公社が管理していた仙台南部道路（仙台若林ジャンクション（以下「JCT」といいます。）～仙台南IC間12.2km）の事業が当社に引き継がれ、仙台都市圏高速環状ネットワーク(注3)を一元的に管理することとなり、料金格差の是正、ETC時間帯割引の導入など、お客さまサービスの向上を図りました。

高速道路の新設事業につきましては、平成25年4月27日、首都圏中央連絡自動車道東金JCT～木更津東IC間42.9kmを開通させるとともに、平成25年6月、首都圏中央連絡自動車道栄IC・JCT(仮称)～藤沢IC、大栄JCT(仮称)～松尾横芝IC間等の新規着工に係る事業認可を受け、着実な整備を推進しています。

こうした中、当中間連結会計期間の料金収入は、首都圏中央連絡自動車道の新規開通、仙台南部道路の事業引継ぎ及び景気回復に伴う交通量の伸び等により343,464百万円(前年同期比2.7%増)となりました。また、営業収益は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が61,102百万円(同117.2%増、なお前年同期は28,130百万円)となったこと等により407,744百万円(同11.6%増)となりました。営業費用は、機構に帰属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加するとともに、当中間連結会計期間から変動貸付料制を適用したことに伴い、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料が231,178百万円(同13.1%増)となったこと等により、377,538百万円(同19.8%増)となりました。以上の結果、営業利益は30,206百万円(同39.7%減)となりました。

- (注) 1. 原発事故により国として避難を指示または勧奨している区域等から避難されている方を対象とした生活再建に向けた一時帰宅等の移動の支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は特定のICを入口または出口とする走行に対し平成26年3月31日まで実施される予定です。
2. 原発事故により警戒区域等を除く福島県浜通り・中通り等の対象地域から避難して二重生活を強いられている母子等及び対象地域内に残る父親等を対象とした生活支援を目的として実施している無料措置をいいます。この無料措置は母子等避難先の最寄りICと父親等居住地の最寄りIC間の走行に対し平成26年3月31日まで実施される予定です。
3. 東北自動車道、仙台北部道路、仙台東部道路、仙台南部道路、三陸自動車道により形成される、宮城県仙台市の都心部を囲む環状道路をいいます。

(受託事業)

受託事業においては、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により営業収益は4,597百万円(前年同期比41.1%減)となり、営業費用は4,661百万円(同40.7%減)となりました。以上の結果、営業損失は64百万円(前年同期は営業損失47百万円)となりました。

(道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、「HEARTLINK NIPPON～つなごう、こころ。ひろげよう、出会い～」のスローガンの下、東日本大震災で被害を受けた地域の復興支援として、被災地域の特産品のPRや、被災地域の食材を使用したメニューの提供を行いました。また、サービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」といいます。)をより魅力ある空間として楽しんでいただけるものとするため、羽生PA(上り線)について、平成25年12月のオープンに向け、特定のテーマで統一された世界観をエリア全体で表現し、お客さまに新鮮な驚きや感動を味わっていただくという「テーマ型エリア」としてリニューアル工事を実施する等、着実に事業を進めてまいりました。

こうした中、自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による運営に変更したこと等により、営業収益は24,852百万円(前年同期比0.6%増)、営業施設等の維持管理費が増加したこと等により営業費用は21,644百万円(同1.8%増)となり、営業利益は3,207百万円(同6.8%減)となりました。

(その他)

占用施設活用事業において運営箇所数が増加したこと及びコンサルティング事業において国及び地方自治体からの受注額が増加したこと等により、営業収益は560百万円(前年同期比4.5%増)となりました。営業費用は、新事業の開発調査に係る費用が増加したこと等により638百万円(同0.7%増)となりました。以上の結果、営業損失は78百万円(前年同期は営業損失97百万円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益34,385百万円に加え、売上債権の減少額15,686百万円、減価償却費11,358百万円等の資金増加要因があった一方、たな卸資産の増加額46,055百万円、仕入債務の減少額51,815百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは40,339百万円の資金支出(前年同期は33,049百万円の資金収入)となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額のうち43,817百万円は、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金収受機械、ETC装置等の設備投資12,299百万円等の支出があった一方、固定資産の売却による収入353百万円等の収入があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは11,723百万円の資金支出(前年同期は11,243百万円の資金支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係社債の発行による収入74,828百万円及び長期借入れによる収入15,000百万円があった一方、長期借入金債務の返済等による支出78,750百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額74,990百万円を含みます。)等があったことから、財務活動によるキャッシュ・フローは10,733百万円の資金収入(前年同期比22,985百万円減)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、28,895百万円(前年同期比61,190百万円減)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメント別の業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した「事業等のリスク」はありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社及び機構は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した協定について、一般国道6号(仙台南部道路(仙台若林JCT～仙台南IC))の宮城県道路公社からの事業引継ぎ、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道(栄IC・JCT～藤沢IC及び大栄JCT～松尾横芝IC))の事業追加等に伴い、平成25年6月11日付けで協定の一部を変更しており、計画収入、貸付料並びに新設・改築費、修繕費に係る債務引受限度額がそれぞれ変更されております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化(コスト削減、ライフサイクルコストの最小化)に寄与するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、442百万円であります。

また、当社、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所(持分法適用関連会社)に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、協定及び特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえ、道路利用者より料金を収受、かかる料金収入を機構への道路資産賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクを想定し、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、冬季における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いこと等から、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。(注)

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております(日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)(以下「民営化関係法施行法」といいます。))第16条)。

(注) 安全性確保のための所要の事業(緊急修繕)の一部については、これに要する費用である20億円について、機構による債務引受けの対象外として実施することとしております。なお、これにより形成された道路資産については、機構に帰属する道路資産として取り扱われます。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ、考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が見込まれる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については工事進行基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で435,674百万円(前年同期比9.9%増)となりました。高速道路事業については、首都圏中央連絡自動車道の新規開通、仙台南部道路の事業引継ぎ及び景気回復に伴う交通量の伸び等により料金収入が343,464百万円(同2.7%増)、特措法第51条第2項及び第4項の規定に基づき、機構に帰属した道路資産の額が61,102百万円(同117.2%増、なお前年同期は28,130百万円)となったこと等により営業収益は407,744百万円(同11.6%増)となりました。受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により4,597百万円(同41.1%減)、道路休憩所事業については、自動販売機の一部をネクセリア東日本(株)(連結子会社)による運営に変更したこと等により24,852百万円(同0.6%増)、その他については、占用施設活用事業において新規開業したこと及びコンサルティング事業における国及び地方自治体からの受注額が増加したこと等により560百万円(同4.5%増)となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で402,406百万円(前年同期比17.3%増)となりました。高速道路事業については、機構に帰属した道路資産の額の増加に伴い売上原価が増加したことに加え、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料が231,178百万円(同13.1%増)となったこと等により377,538百万円(同19.8%増)となり、受託事業については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により4,661百万円(同40.7%減)、道路休憩所事業については、営業施設等の維持管理費が増加したこと等により21,644百万円(同1.8%増)、その他については、新事業の開発調査に係る費用が増加したこと等により638百万円(同0.7%増)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における営業利益は合計で33,268百万円(同37.7%減)となりました。その内訳は、高速道路事業が営業利益30,206百万円(同39.7%減)、受託事業が営業損失64百万円(前年同期は営業損失47百万円)、道路休憩所事業が営業利益3,207百万円(前年同期比6.8%減)、その他が営業損失78百万円(前年同期は営業損失97百万円)であります。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益619百万円、土地物件貸付料176百万円等の計上により1,347百万円(前年同期比0.6%減)、営業外費用は支払利息57百万円等により117百万円(同26.0%減)となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は34,499百万円(前年同期比36.8%減)となりました。

⑤ 特別損益

特別利益は固定資産売却益103百万円等の計上により119百万円(前年同期比71.6%増)となりました。

特別損失は固定資産除却損207百万円等の計上により232百万円(前年同期比209.4%増、前年同期は特別損失75百万円)となりました。

⑥ 中間純利益

法人税等を控除した中間純利益は20,134百万円(前年同期比37.3%減)となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「1 業績等の概要(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、料金の収受等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づき機構に支払う道路資産賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、オペレーティング・リースとして処理し、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設のうち、料金所設備及び営業用建物について次のとおり変更しております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 郡山料金所 他80箇所	福島県 郡山市他	高速道路 事業	料金所設備 (ETC)	5,266	3,072	自己資金 及び 借入金	平成22年 7月	平成26年 3月
当社 むかわ穂別 料金所他22箇所	北海道 勇払郡む かわ町他	高速道路 事業	料金所設備 (料金収受機械)	1,503	1,179	自己資金 及び 借入金	平成22年 8月	平成26年 3月
当社 守谷SA(上下線) 他3箇所	茨城県 守谷市他	道路休憩所 事業	営業用建物	7,662	492	自己資金 及び 借入金	平成24年 6月	平成30年 6月

なお、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

また、当社グループにおける借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備に係る重要な設備の除却等の計画については、当中間連結会計期間末現在、下記のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価格 (百万円)	除却等の 予定年月	除却等による減少能力
当社 旧新潟支社	新潟市 西区	全社 (共通)	建物 構築物	185	平成26年 8月	—

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)等、総額105,099百万円の道路資産の新設、改築及び修繕等を行いました。

当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産は、総額61,102百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	酒々井IC(新設)	平成25年4月	1,328
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	新千歳空港IC(新設)	平成25年8月	754
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	千葉県松戸市三矢小台二丁目～千葉県市川市高谷(新設)	平成25年9月	73
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	谷津船橋IC(新設)	平成25年9月	2,289
一般国道468号線(東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾～千葉県茂原市石神(新設)	平成25年4月	20,009
一般国道468号線(東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県茂原市石神～千葉県木更津市下郡(新設)	平成25年4月及び平成25年7月	9,735
一般国道6号線(仙台南部道路)	宮城県仙台市若林区今泉～宮城県仙台市太白区茂庭(新設)	平成25年7月	16,043
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	三郷JCT二次改築(改築)	平成25年4月	1,664
高速自動車国道関越自動車道新潟線	埼玉県坂戸市大字戸口～埼玉県坂戸市大字中里(改築)	平成25年8月	2,019
高速自動車国道関越自動車道新潟線	東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)(改築)	平成25年8月	1,577
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成25年6月及び平成25年9月	5,607
合計		—	61,102

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設について、次のとおり変更しております。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線	66,852	1,053 [57,892]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線	348,600	18,919 [208,955]	昭和63年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び八戸線	62,882	15,011 [15,094]	平成6年9月	平成31年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線、酒田線及びいわき新潟線	26,812	1,767 [23,878]	平成5年12月	平成27年3月
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	17,781	207 [15,916]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	126,191	13,254 [－]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道関越自動車道新潟線及び上越線	184,444	5,478 [40,824]	昭和62年1月	平成33年3月
高速自動車国道常磐自動車道	214,135	92,850 [36,095]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線及び水戸線	929,680	198,998 [51,610]	平成5年12月	平成33年3月
高速自動車国道北関東自動車道	241,178	11,601 [214,408]	平成10年1月	平成30年3月
高速自動車国道北陸自動車道	14,750	5,366 [802]	平成14年4月	平成29年3月
一般国道14号及び16号(京葉道路)	24,962	1,545 [6,188]	平成7年3月	平成28年3月
一般国道47号(仙台北部道路)	7,210	1,009 [2,870]	平成21年9月	平成31年3月
一般国道126号(千葉東金道路)	20,073	57 [262]	平成12年7月	平成33年3月
一般国道127号(富津館山道路)	1,233	－ [167]	平成14年9月	平成30年3月
一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)	50,344	1,534 [38,008]	平成16年1月	平成32年3月
一般国道466号(第三京浜道路)	11,714	2,269 [－]	昭和62年12月	平成29年3月
一般国道16号及び468号(横浜横須賀道路)	302,266	9,004 [22,709]	平成3年12月	平成33年3月
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	233,531	24,162 [32,532]	昭和61年12月	平成35年3月
一般国道6号(仙台東部道路)	3,062	9 [913]	平成23年10月	平成29年3月
一般国道6号(仙台南部道路)	16,044	－ [16,043]	平成25年6月	平成25年6月
一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))	3,000	349 [－]	平成29年4月	平成31年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当中間連結会計期末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に道路公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続を経る必要があり、当該手続を終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において321,564百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で31,935百万円と見込んでおります。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	株主としての権利内容に何ら制限のない株式 単元株式数は、100株であります。
計	105,000,000	105,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

(6) 【大株主の状況】

(平成25年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成25年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	株主としての権利内容に何ら制限のない株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

② 【自己株式等】

(平成25年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,262	※2 13,425
高速道路事業営業未収入金	69,874	58,490
未収入金	9,031	3,039
有価証券	54,999	15,499
仕掛道路資産	384,457	428,274
その他のたな卸資産	3,250	5,570
その他	18,860	28,312
貸倒引当金	△14	△18
流動資産合計	555,721	552,594
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	47,981	45,711
土地	※2, ※3 86,327	※3 86,508
その他（純額）	※2, ※3 84,517	※3 84,684
有形固定資産合計	※1 218,825	※1 216,903
無形固定資産	10,184	9,415
投資その他の資産		
投資その他の資産	29,789	30,356
貸倒引当金	△177	△182
投資その他の資産合計	29,612	30,173
固定資産合計	258,623	256,493
繰延資産	429	521
資産合計	※2 814,774	※2 809,609

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	109,065	68,188
1年内返済予定の長期借入金	※2 5,079	3,341
未払金	27,559	14,097
未払法人税等	3,630	14,628
引当金	4,153	4,722
その他	21,189	25,583
流動負債合計	170,677	130,562
固定負債		
道路建設関係社債	※2 339,533	※2 354,593
道路建設関係長期借入金	35,000	35,000
長期借入金	※2 2,726	704
退職給付引当金	73,051	74,146
その他の引当金	6,792	7,756
負ののれん	4,661	4,502
その他	10,081	9,934
固定負債合計	471,847	486,637
負債合計	642,525	617,200
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金	58,793	58,793
利益剰余金	60,980	81,114
株主資本合計	172,274	192,408
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△25	0
その他の包括利益累計額合計	△25	0
純資産合計	172,248	192,409
負債純資産合計	814,774	809,609

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	396,414	435,674
営業費用		
道路資産賃借料	204,291	231,178
高速道路等事業管理費及び売上原価	105,646	136,971
販売費及び一般管理費	※1 33,045	※1 34,256
営業費用合計	342,983	402,406
営業利益	53,430	33,268
営業外収益		
受取利息	25	27
土地物件貸付料	181	176
持分法による投資利益	546	619
負ののれん償却額	159	159
その他	443	364
営業外収益合計	1,357	1,347
営業外費用		
支払利息	96	57
損害賠償金	24	15
控除対象外消費税	—	15
その他	37	28
営業外費用合計	158	117
経常利益	54,629	34,499
特別利益	※2 69	※2 119
特別損失	※3 75	※3 232
税金等調整前中間純利益	54,623	34,385
法人税、住民税及び事業税	23,021	14,584
法人税等調整額	△514	△333
法人税等合計	22,506	14,251
少数株主損益調整前中間純利益	32,116	20,134
中間純利益	32,116	20,134

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
少数株主損益調整前中間純利益	32,116	20,134
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△23	25
持分法適用会社に対する持分相当額	△8	0
その他の包括利益合計	△31	26
中間包括利益	32,085	20,160
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	32,085	20,160
少数株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	52,500	52,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500
資本剰余金		
当期首残高	58,793	58,793
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793
利益剰余金		
当期首残高	52,705	60,980
当中間期変動額		
中間純利益	32,116	20,134
当中間期変動額合計	32,116	20,134
当中間期末残高	84,822	81,114
株主資本合計		
当期首残高	163,998	172,274
当中間期変動額		
中間純利益	32,116	20,134
当中間期変動額合計	32,116	20,134
当中間期末残高	196,115	192,408
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△24	△25
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△31	26
当中間期変動額合計	△31	26
当中間期末残高	△56	0
純資産合計		
当期首残高	163,974	172,248
当中間期変動額		
中間純利益	32,116	20,134
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△31	26
当中間期変動額合計	32,085	20,160
当中間期末残高	196,059	192,409

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	54,623	34,385
減価償却費	11,430	11,358
持分法による投資損益 (△は益)	△546	△619
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,361	1,095
賞与引当金の増減額 (△は減少)	805	585
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△117	9
受取利息及び受取配当金	△33	△33
支払利息	2,464	2,330
固定資産売却損益 (△は益)	△53	△102
固定資産除却損	177	278
売上債権の増減額 (△は増加)	18,173	15,686
たな卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △38,473	※2 △46,055
仕入債務の増減額 (△は減少)	△14,523	△51,815
その他	1,650	△1,613
小計	36,939	△34,512
利息及び配当金の受取額	43	78
利息の支払額	△2,480	△2,288
法人税等の還付額	1,230	22
法人税等の支払額	△2,682	△3,639
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,049	△40,339
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△11,337	△12,299
固定資産の売却による収入	539	353
投資有価証券の取得による支出	△103	△179
投資有価証券の売却による収入	14	108
関係会社株式の取得による支出	△198	—
その他	△157	293
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,243	△11,723
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	11,728	—
長期借入れによる収入	15,000	15,000
長期借入金の返済による支出	△2,520	※2 △18,759
道路建設関係社債発行による収入	39,913	74,828
道路建設関係社債償還による支出	※2 △30,000	※2 △59,990
その他	△401	△344
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,718	10,733
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	55,524	△41,330
現金及び現金同等物の期首残高	34,560	70,226
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 90,085	※1 28,895

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 22社

連結子会社の名称

(株)ネクスコ・トール東北
(株)ネクスコ・トール関東
(株)ネクスコ・トール北関東
(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道
(株)ネクスコ・エンジニアリング東北
(株)ネクスコ東日本エンジニアリング
(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
(株)ネクスコ・メンテナンス北海道
(株)ネクスコ・メンテナンス東北
(株)ネクスコ・メンテナンス関東
(株)ネクスコ・メンテナンス新潟
(株)ネクスコ・パトロール東北
(株)ネクスコ・パトロール関東
(株)ネクスコ・サポート北海道
(株)ネクスコ・サポート新潟
(株)ネクスコ東日本トラスティ
ネクセリア東日本(株)
(株)ネクスコ東日本リテイル
(株)盛岡セントラルホテル
(株)ネクスコ東日本ロジテム
(株)ネクスコ東日本エリアサポート
(株)ホームワークス

2 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社に持分法を適用しております。

持分法適用の関連会社数 7社

会社等の名称

東京湾横断道路(株)
(株)NEXCOシステムズ
(株)高速道路総合技術研究所
ハイウェイ・トール・システム(株)
(株)NEXCO保険サービス
東北高速道路ターミナル(株)
日本高速道路インターナショナル(株)

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ホームワークスの中間決算日は、12月31日であります。

中間連結財務諸表の作成に当たっては中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の中間決算日の末日は、中間連結決算日と一致しておりません。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品・原材料・貯蔵品等

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	5年～17年

なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

④回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑥役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑦ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑧カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業等に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「貸倒引当金繰入額」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「貸倒引当金繰入額」に表示されていた22百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

当社は、中間連結会計期間に係る道路資産賃借料について、従来、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」といいます。）との間に中間連結会計期間における道路資産賃借料の定めがなく、「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」（以下、「協定」といいます。）第8条第2項に基づく年度の賃借料を1ヶ月ごとに分割して支払う4月から9月までに係る金額を計上していましたが、平成25年3月18日付け国土交通省道路局総務課長通達「高速道路株式会社の中間決算における変動貸付料の取扱いについて」を受け、平成25年3月29日付けで「道路資産の貸付料の上期の取扱いに関する覚書」（以下、「覚書」といいます。）を機構と締結したことに伴い、当中間連結会計期間から変動貸付料制(※)に基づく額を道路資産賃借料として計上しております。

これにより、当中間連結会計期間の道路資産賃借料が26,201百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が同額減少しております。

※ 道路資産賃借料については、機構との協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下、「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下、「計画収入」といいます。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下、「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額に修正され、また、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下、「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動貸付料制といいます。

上期に係る道路資産賃借料については、覚書において定められている上期計画収入に基づき、年度と同様の方法で決定されることとなりました。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	112,826百万円	121,190百万円

※2 担保資産及び担保付債務

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債340,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債220,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である(株)ネクスコ東日本トラスティは、建物636百万円及び土地159百万円を、金銭消費貸借契約により借り受けた1年以内返済予定の長期借入金33百万円及び長期借入金433百万円の担保に供しております。

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

- (1) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債355,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債225,000百万円の担保に供しております。
- (2) 当社の連結子会社である(株)ネクスコ東日本リテイルは、宝くじ販売等受託業務に関して、定期預金2百万円を担保に供しております。

※3 有形固定資産の圧縮記帳額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は256百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

建物	158百万円
土地	98百万円
合計	256百万円

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は245百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

建物	147百万円
土地	98百万円
合計	245百万円

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,937,017百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,591,101百万円
中日本高速道路(株)	5,455百万円	中日本高速道路(株)	3,479百万円
西日本高速道路(株)	31百万円	西日本高速道路(株)	29百万円
合計	3,942,504百万円	合計	3,594,610百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	11,267百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	9,392百万円

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	295,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	295,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が60,000百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が15,000百万円それぞれ減少しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
利用促進費	8,066百万円	9,058百万円
引当金繰入額	8,783百万円	8,195百万円
給与手当	5,796百万円	5,935百万円

※2 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却益	61百万円	103百万円
投資有価証券売却益	7百万円	16百万円

※3 特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産除却損	60百万円	207百万円
固定資産売却損	8百万円	0百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000	—	—	105,000

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4 配当に関する事項
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	13,113百万円	13,425百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△27百万円	△30百万円
預入日から3か月以内に満期の到来 する譲渡性預金及びコマーシャル・ ペーパー(有価証券)	76,999百万円	15,499百万円
現金及び現金同等物	90,085百万円	28,895百万円

※2 前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△30,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△30,000百万円であります。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、たな卸資産の増減額△38,473百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額28,130百万円が含まれております。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローのうち、道路建設関係社債償還による支出△59,990百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△59,990百万円であります。また、長期借入金の返済による支出△18,759百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△15,000百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのうち、たな卸資産の増減額△46,055百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額61,102百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3	2	0
車両運搬具	58	53	4
合計	61	55	5

※未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	3	2	0
車両運搬具	37	35	2
合計	40	37	2

※未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	4	2
1年超	1	0
合計	5	2

※未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	12	2
減価償却費相当額	12	2

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	409,508	459,662
1年超	18,367,120	18,214,605
合計	18,776,628	18,674,268

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	773	775
1年超	917	587
合計	1,690	1,363

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,262	15,262	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	69,874 △14		
	69,859	69,859	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	55,200	55,200	0
②その他有価証券	241	241	—
資産計	140,563	140,564	0
(1) 高速道路事業営業未払金	109,065	109,065	—
(2) 未払金	27,559	27,559	—
(3) 道路建設関係社債	339,533	355,815	16,281
(4) 道路建設関係長期借入金	35,000	35,000	—
(5) 長期借入金	7,806	7,892	86
負債計	518,964	535,332	16,367

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,425	13,425	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*1)	58,490 △18		
	58,471	58,471	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	15,879	15,881	1
②その他有価証券	160	160	—
資産計	87,937	87,938	1
(1) 高速道路事業営業未払金	68,188	68,188	—
(2) 未払金	14,097	14,097	—
(3) 道路建設関係社債	354,593	366,967	12,373
(4) 道路建設関係長期借入金	35,000	35,000	—
(5) 長期借入金	4,046	4,090	43
負債計	475,926	488,344	12,417

(*1) 高速道路事業営業未収入金に対応する、一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

前連結会計年度（平成25年3月31日）

資 産

- (1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金並びに(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

資 産

- (1) 現金及び預金並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の相場によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、譲渡性預金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 高速道路事業営業未払金並びに(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっております。

- (4) 道路建設関係長期借入金並びに(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引き算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式	20,781	21,350

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成25年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの			
国債・地方債等	200	201	0
社債	—	—	—
その他	1,999	1,999	0
小計	2,200	2,201	0
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	52,999	52,999	△0
小計	52,999	52,999	△0
合計	55,200	55,200	0

当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
国債・地方債等	279	281	1
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	279	281	1
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
国債・地方債等	100	100	△0
社債	—	—	—
その他	15,499	15,499	△0
小計	15,600	15,600	△0
合計	15,879	15,881	1

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	17	14	3
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	17	14	3
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	72	100	△28
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	100	100	—
その他	51	51	—
小計	223	252	△28
合計	241	266	△25

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

区分	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	100	100	—
その他	60	60	—
小計	160	160	—
合計	160	160	—

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、賃貸収入を得ることを目的として、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設(土地を含む)等を有しております。なお、これらの一部については、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としているものであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
	期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	1,958	1,651	3,610	3,610
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	78,663	786	79,450	79,474

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度の主な増加は、(株)リットの子会社化(1,671百万円)によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は、省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「高速道路」、「受託」及び「道路休憩所」を報告セグメントとしております。なお、報告セグメントに含まれない事業は「その他」の区分に集約しております。

各報告セグメント及び「その他」の区分の主な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要内容
高速道路	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他	駐車場事業、トラックターミナル事業等

2 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は一般の取引条件と同様に決定しております。

3 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	363,415	7,816	24,657	395,889	524	396,414	—	396,414
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	1,728	—	36	1,765	11	1,776	△1,776	—
計	365,144	7,816	24,693	397,654	535	398,190	△1,776	396,414
セグメント利益又は損失(△)	50,117	△47	3,443	53,513	△97	53,415	14	53,430
セグメント資産	571,737	15,627	112,219	699,584	3,312	702,897	98,877	801,774
その他の項目								
減価償却費	9,095	—	1,137	10,233	64	10,297	1,132	11,430
持分法適用会社への投資額	19,174	—	—	19,174	650	19,825	—	19,825
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5,088	—	950	6,038	43	6,081	546	6,628

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。

2. (1)セグメント利益の調整額14百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額98,877百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産118,129百万円及びセグメント間消去△19,252百万円が含まれております。

(3)減価償却費の調整額1,132百万円は、全社資産の減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額546百万円は、全社資産の増加額であります。

3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円) (注)1	合計	調整額 (百万円) (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (百万円) (注)3
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)				
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	405,731	4,597	24,800	435,129	545	435,674	—	435,674
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	2,012	—	51	2,064	14	2,079	△2,079	—
計	407,744	4,597	24,852	437,194	560	437,754	△2,079	435,674
セグメント利益又は損失(△)	30,206	△64	3,207	33,349	△78	33,270	△2	33,268
セグメント資産	637,527	14,946	113,890	766,364	3,302	769,667	39,942	809,609
その他の項目								
減価償却費	8,931	—	1,221	10,152	67	10,219	1,138	11,358
持分法適用会社への投資額	20,467	—	—	20,467	614	21,082	—	21,082
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	7,405	—	1,167	8,573	35	8,608	634	9,243

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、駐車場事業及びトラックターミナル事業等を含んでおります。
2. (1)セグメント利益の調整額△2百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2)セグメント資産の調整額39,942百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産58,688百万円及びセグメント間消去△18,746百万円が含まれております。
(3)減価償却費の調整額1,138百万円は、全社資産の減価償却費であります。
(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額634百万円は、全社資産の増加額であります。
3. セグメント利益は中間連結損益計算書の営業利益と、セグメント資産は中間連結貸借対照表の資産合計とそれぞれ調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	28,130	高速道路

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(百万円)	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	61,102	高速道路

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	3,854	—	965	4,820	—	—	4,820

(注) 当中間期償却額及び当中間期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん中間期末残高となっております。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	報告セグメント				その他 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
	高速道路 (百万円)	受託 (百万円)	道路休憩所 (百万円)	計 (百万円)			
当中間期償却額	129	—	29	159	—	—	159
当中間期末残高	3,595	—	907	4,502	—	—	4,502

(注) 当中間期償却額及び当中間期末残高は全て負ののれん償却額と負ののれん中間期末残高となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	1,640.46円	1,832.47円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	172,248	192,409
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	172,248	192,409
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

項目	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	305.87円	191.75円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	32,116	20,134
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	32,116	20,134
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,073	11,811
高速道路事業営業未収入金	69,878	58,494
未収入金	7,675	2,367
有価証券	54,999	15,499
仕掛道路資産	385,556	429,554
商品	8	4
原材料	627	579
貯蔵品	836	743
その他	※5 16,729	※5 26,042
貸倒引当金	△14	△18
流動資産合計	549,372	545,077
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	46,923	44,663
その他（純額）	44,380	44,513
有形固定資産合計	※1 91,304	※1 89,176
無形固定資産	4,414	3,864
高速道路事業固定資産合計	95,718	93,041
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	72,990	72,970
その他（純額）	23,031	22,657
有形固定資産合計	※1 96,021	※1 95,628
無形固定資産	92	81
関連事業固定資産合計	96,113	95,709
各事業共用固定資産		
有形固定資産	※1, ※3 18,633	※1, ※3 18,187
無形固定資産	4,600	4,322
各事業共用固定資産合計	23,234	22,509
その他の固定資産		
有形固定資産	114	114
その他の固定資産合計	114	114
投資その他の資産		
投資その他の資産	19,026	19,288
貸倒引当金	△162	△167
投資その他の資産合計	18,863	19,120
固定資産合計	234,044	230,495
繰延資産	429	521
資産合計	※2 783,845	※2 776,094

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	129,314	78,874
1年以内返済予定長期借入金	5,043	3,340
リース債務	145	142
未払金	14,582	※6 6,793
未払法人税等	1,639	13,250
引当金	1,613	1,781
その他	35,206	39,526
流動負債合計	187,544	143,710
固定負債		
道路建設関係社債	※2 339,533	※2 354,593
道路建設関係長期借入金	35,000	35,000
その他の長期借入金	2,293	704
リース債務	245	184
退職給付引当金	64,652	65,241
その他の引当金	6,628	7,628
資産除去債務	122	123
その他	4,625	4,418
固定負債合計	453,100	467,894
負債合計	640,645	611,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金	52,500	52,500
その他資本剰余金	6,293	6,293
資本剰余金合計	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	17,846	19,277
繰越利益剰余金	14,060	33,919
利益剰余金合計	31,906	53,196
株主資本合計	143,200	164,489
純資産合計	143,200	164,489
負債・純資産合計	783,845	776,094

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	362,635	404,781
営業費用	312,595	374,708
高速道路事業営業利益	50,040	30,072
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	7,816	4,597
休憩所等事業収入	5,370	5,385
その他の事業収入	535	560
営業収益合計	13,723	10,542
営業費用		
受託業務事業費	7,864	4,661
休憩所等事業費	3,923	4,179
その他の事業費用	633	638
営業費用合計	12,421	9,479
関連事業営業利益	1,301	1,063
全事業営業利益	51,342	31,135
営業外収益	※1 3,176	※1 3,507
営業外費用	※2 162	※2 106
経常利益	54,356	34,536
特別利益	※3 60	※3 100
特別損失	※4 42	※4 98
税引前中間純利益	54,374	34,538
法人税、住民税及び事業税	21,550	13,250
法人税等調整額	△1	△0
法人税等合計	21,548	13,249
中間純利益	32,825	21,289

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	52,500	52,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	52,500	52,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	52,500	52,500
その他資本剰余金		
当期首残高	6,293	6,293
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	6,293	6,293
資本剰余金合計		
当期首残高	58,793	58,793
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	58,793	58,793
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	16,857	17,846
当中間期変動額		
別途積立金の積立	988	1,430
当中間期変動額合計	988	1,430
当中間期末残高	17,846	19,277
繰越利益剰余金		
当期首残高	11,694	14,060
当中間期変動額		
別途積立金の積立	△988	△1,430
中間純利益	32,825	21,289
当中間期変動額合計	31,836	19,858
当中間期末残高	43,530	33,919

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	28,551	31,906
当中間期変動額		
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	32,825	21,289
当中間期変動額合計	32,825	21,289
当中間期末残高	61,377	53,196
株主資本合計		
当期首残高	139,845	143,200
当中間期変動額		
中間純利益	32,825	21,289
当中間期変動額合計	32,825	21,289
当中間期末残高	172,670	164,489
純資産合計		
当期首残高	139,845	143,200
当中間期変動額		
中間純利益	32,825	21,289
当中間期変動額合計	32,825	21,289
当中間期末残高	172,670	164,489

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

(2) たな卸資産

①仕掛道路資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

②商品・原材料・貯蔵品

最終仕入原価法等による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	5～17年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(8) カードポイントサービス引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

高速道路事業に係る道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っております。

また、受託事業に係る工事のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事契約のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を適用しております。

5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(追加情報)

当社は、中間会計期間に係る道路資産賃借料について、従来、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」といいます。）との間に中間会計期間における道路資産賃借料の定めがなく、「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」（以下、「協定」といいます。）第8条第2項に基づく年度の賃借料を1ヶ月ごとに分割して支払う4月から9月までに係る金額を計上しておりましたが、平成25年3月18日付け国土交通省道路局総務課長通達「高速道路株式会社の中間決算における変動貸付料の取扱いについて」を受け、平成25年3月29日付けで「道路資産の貸付料の上期の取扱いに関する覚書」（以下、「覚書」といいます。）を機構と締結したことに伴い、当中間会計期間から変動貸付料制(※)に基づく額を道路資産賃借料として計上しております。

これにより、当中間会計期間の高速道路事業営業費用が26,201百万円増加し、高速道路事業営業利益、全事業営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額減少しております。

※ 道路資産賃借料については、機構との協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下、「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下、「計画収入」といいます。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下、「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額に修正され、また、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下、「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動貸付料制といいます。

上期に係る道路資産賃借料については、覚書において定められている上期計画収入に基づき、年度と同様の方法で決定されることとなりました。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	105,907百万円	113,599百万円

※2 担保資産及び担保付債務

前事業年度(平成25年3月31日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債340,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債220,000百万円の担保に供しております。

当中間会計期間(平成25年9月30日)

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債355,000百万円(額面)及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債225,000百万円の担保に供しております。

※3 有形固定資産の圧縮記帳額

前事業年度(平成25年3月31日)

各事業共用固定資産(有形固定資産)の取得価額から控除している圧縮記帳額は256百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

建物	158百万円
土地	98百万円
合計	256百万円

当中間会計期間(平成25年9月30日)

各事業共用固定資産(有形固定資産)の取得価額から控除している圧縮記帳額は245百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

建物	147百万円
土地	98百万円
合計	245百万円

4 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおりとなっております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (平成25年3月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,937,017百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	3,591,101百万円
中日本高速道路株	5,455百万円	中日本高速道路株	3,479百万円
西日本高速道路株	31百万円	西日本高速道路株	29百万円
合計	3,942,504百万円	合計	3,594,610百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

- ① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (平成25年3月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	11,267百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	9,392百万円

- ② 民営化以降、当社が発行した社債及び調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

前事業年度 (平成25年3月31日)		当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	295,000百万円	(独)日本高速道路保有 ・債務返済機構	295,000百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が60,000百万円(額面)、道路建設関係長期借入金が15,000百万円それぞれ減少しております。

※5 貸出コミットメント契約

当社は子会社との間でCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。これら契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出コミットメントの総額	5,730百万円	6,150百万円
貸出実行残高	437百万円	407百万円
差引額	5,292百万円	5,742百万円

※6 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
受取利息	3百万円	1百万円
受取配当金	2,827百万円	3,146百万円

※2 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払利息	110百万円	63百万円
損害賠償金	24百万円	15百万円
控除対象外消費税	－百万円	15百万円

※3 特別利益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却益		
機械及び装置	1百万円	－百万円
車両運搬具	27百万円	18百万円
工具、器具及び備品	－百万円	0百万円
土地	32百万円	81百万円
合計	60百万円	100百万円

※4 特別損失の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産除却損	42百万円	98百万円

5 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	8,909百万円	8,708百万円
無形固定資産	1,443百万円	1,539百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)
オペレーティング・リース取引
(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

① 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	409,508	459,662
1年超	18,367,120	18,214,605
合計	18,776,628	18,674,268

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

② 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	706	717
1年超	800	493
合計	1,507	1,211

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	3,806	3,806
関連会社株式	11,370	11,370
計	15,176	15,176

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	1,363.81円	1,566.57円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	143,200	164,489
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	143,200	164,489
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	105,000	105,000

項目	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	312.62円	202.75円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(百万円)	32,825	21,289
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額(百万円)	32,825	21,289
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|---------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | (事業年度
第8期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日) | 平成25年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (2) 発行登録追補書類及びその添付書類 | | | 平成25年5月29日
平成25年7月24日
平成25年9月13日
平成25年11月28日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書 | | | 平成25年6月26日
平成25年8月12日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第11回ないし第24回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

なお、第11回ないし第17回社債は、機構により重畳的に債務引受けされております。

また、債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ②機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

＜対象となる社債＞

(半期報告書提出日現在)

銘柄	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注1)	平成23年3月9日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注1)	平成23年5月23日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注2)	平成23年7月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注2)	平成23年10月14日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注3)	平成23年12月5日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第16回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注4)	平成24年2月8日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第17回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(注5)	平成24年5月17日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年8月28日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成24年12月4日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年1月31日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年6月4日	25,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年7月30日	30,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年9月20日	20,000	非上場・非登録
東日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年12月4日	20,000	非上場・非登録

- (注) 1. 平成23年12月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 2. 平成24年3月30日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 3. 平成24年9月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 4. 平成25年3月29日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。
 5. 平成25年6月28日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができることされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,376,311百万円
政府出資金	3,955,854百万円
地方公共団体出資金	1,420,457百万円
II 資本剰余金	844,412百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△33百万円
損益外減価償却累計額	△4,515百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,808,928百万円
純資産合計	9,029,652百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 浩 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は中間連結会計期間に係る道路資産賃借料について、当中間連結会計期間から変動貸付料制に基づく額を道路資産賃借料として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 下 内 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 浩 明 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は中間会計期間に係る道路資産賃借料について、当中間会計期間から変動貸付料制に基づく額を道路資産賃借料として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。